

生活保護法による指定医療機関に対する指導及び検査実施要領

1 趣旨

この要領は、生活保護法（平成25年法第144号。以下「法」という。）第50条第2項及び第54条の規定に基づき市が行う指導及び検査等（以下「指導等」という。）に対し、生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日社発第727号。以下「国要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

生活保護法による医療の給付の適正化を図り、被保護者の処遇向上と自立助長に資することを目的とし、指定医療機関に対する指導及び検査を実施する。

3 一般指導

一般指導は、法ならびにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、次の方法により実施する。

(1) 対象

原則として、全ての医療機関を対象とするが、周知徹底を図る内容に応じて、一部の指定医療機関を対象とする。

(2) 実施方法

周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により行うものとする。

4 個別指導

個別指導は、被保護者に対する適切な処遇の確保及び福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制の確保を図るため、次の方法により実施する。なお、厚生労働大臣と共同で行う指導（以下「共同指導」という）を実施する場合、下記(1)より選定された指定医療機関の中から、その内容を勘案し、共同指導を実施することが必要な指定医療機関を選定するものとする。

(1) 対象

- ① 「指定医療機関に対する指導等について」（平成23年3月8日社援保発第0308第1号）を参考に、過去の指導実績や社会保険診療報酬支払基金から提供される診療報酬請求データを基に被保護者のレセプト件数が多い指定医療機関等を総合的に勘案し、一般病院・精神病院ごとに選定した医療機関
- ② 社会保険診療報酬支払基金、実施機関、被保護者等から診療内容又は診療報酬の請求その他医療扶助の実施に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた指定医療機関
- ③ 個別指導の結果、再度個別指導を行うことが必要と認められた指定医療機関又

は個別指導において改善を求めたにもかかわらず、改善が認められない指定医療機関

- ④ 検査の結果、一定期間経過後に個別指導が必要と認められた指定医療機関
- ⑤ 医療扶助の取り扱いに関して特に指導を要すると認められる指定医療機関

(2) 指導の着眼点

- ① 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱の状況
- ② 診療報酬請求の適否の状況
- ③ 他法の活用状況
- ④ 保護の実施機関との協力関係の状況
- ⑤ 医師、看護師等医療従事者の確保の状況
- ⑥ 診療録の記載内容及び保存の状況
- ⑦ 診療内容から見た医療要否意見書の記載内容の適否の状況
- ⑧ 長期入院患者、長期外来患者に対する療養指導の状況
- ⑨ 入院患者日用品費の取り扱い状況
- ⑩ 病棟設備等の状況

(3) 実施通知

指導対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定医療機関へ通知する。

なお、国要領に定める共同指導を実施する場合には、当該通知にその旨を明記する。

- ① 個別指導の目的
- ② 個別指導の日時及び場所
- ③ 出席者
- ④ 準備すべき書類等

(4) 実施方法

- ① 個別指導は、指導の着眼点別に別紙に定める方法により実施する。
- ② 必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行う。

(5) 指導後の措置

- ① 個別指導の結果は、後日、文書によってその旨の通知を行う。
- ② 個別指導は、懇談形式による口頭指導を基本とするが、特に改善を要する事項があると認められた場合又は診療報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によってその旨の通知を行うものとし、また、指定医療機関に対して文書により改善状況の報告を求める。
- ③ 診療報酬の過誤払いが認められた場合は、返還同意書（様式第1号）、返還内訳書（様式第2号）を当該医療機関より徴取の上、過誤調整または返還の措置を行う。
- ④ 個別指導において、適正を欠く取扱いが疑われ、再度指導を行わなければ改善の可否が判断できない場合には、当該指定医療機関に再指導を行う。なお、この場

合、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、速やかに聴取を行い、その結果をもとに当該指定医療機関の再指導を行うこととする。

- ⑤ 個別指導の結果、下記5の(1)に定めるいずれかの項目に該当すると判断した場合には、後日、速やかに検査を行う。

なお、指導中に診療内容又は診療報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当を確認した場合には、個別指導を中止し、直ちに検査を行うことができる。

5 検査

検査は、被保護者に係る診療内容及び診療報酬請求の適否を調査し、医療扶助の適正な実施を図るため次により実施する。

(1) 対象

- ① 診療内容又は診療報酬の請求に不正又は著しい不当があると疑うに足りる理由があると認められる指定医療機関
- ② 正当な理由がなく、個別指導を受けることを拒否した指定医療機関
- ③ 個別指導の結果、特に必要があると認められる指定医療機関

(2) 検査内容

診療内容及び診療報酬請求の適否の状況

(3) 実施方法

医系職員（嘱託医）1名と事務職員2名以上により編成する検査班が、医療機関に出向き書類、帳簿等を検査する。ただし、法第84条の4第1項に該当すると認められる場合には、共同指導を行うことを検討することとする。

(4) 実施医療機関への通知内容

実施医療機関へ次の事項を記載し、通知を行う。

- ① 検査の根拠規定及び目的
- ② 検査の日時及び場所
- ③ 出席者
- ④ 準備すべき書類等

(5) 検査後の措置

- ① 検査の結果は、後日、文書によってその旨の通知を行う。
- ② 当該指定医療機関に対して、改善を要すると認められた通知事項については、文書により報告を求める。
- ③ 検査後の行政措置は、事案の軽重により指定取消、指定の全部又は一部の効力停止、戒告、注意とする。

なお、指定の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の措置に該当すると認められた場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

- ④ 検査の結果、不正又は不当な診療及び診療報酬の請求による診療報酬の過誤払いが認められた場合は、返還同意書（様式第1号）、返還内訳書（様式第2号）を当該指定医療機関より徴取の上、過誤調整又は返還の措置を行う。なお、指定の取消処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止処分を行った場合には、原則として、法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も支払わせるよう措置する。
- ⑤ 指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合において、健康保険法（大正11年法律第70号）第80号各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があったときは、法第83条の2に基づき厚生労働大臣に対し、その事実を通知する。

附 則

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別紙

個別指導における着眼点別実施方法

着眼点	実施方法	備考
①生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱の状況	指定医療機関を訪問し、市事務職員が当該医療機関の職員と面談して行う。	福祉事務所職員（同席）
②診療報酬請求の適否の状況	指定医療機関を訪問し、市事務職員が医系職員の協力のもと、診療録等関係書類と照合を行う。	
③他法の取扱い状況	指定医療機関を訪問し、市事務職員が当該医療機関の職員と面談して行う。	
④保護の実施機関との協力関係の状況		
⑤医師、看護師等医療従事者の確保の状況	指定医療機関を訪問し、市事務職員が勤務表等関係書類と照合を行う。	
⑥診療録の記載内容及び保存の状況	指定医療機関を訪問し、医系職員（嘱託医）が、診療録（検査記録、処方箋等）を閲覧し、医師等関係者と面談して診療内容についてその妥当性を判断する。 また、診療内容からみた医療要否意見書の記載内容の適否について判断する。	
⑦診療内容からみた医療要否意見書の記載内容の適否の状況		
⑧長期入院患者、長期外来患者に対する療養指導の状況		
⑨入院患者日地用品費の取扱い状況	指定医療機関を訪問し、市事務職員が医療機関職員と面談して行う。特に、一律徴収金がある場合はその内容を徴取する。	
⑩病棟設備等の状況	指定医療機関を訪問し、医系職員（嘱託医）及び市事務職員が病棟内を視察して行う。	

(注) 対象レセプトは、指導通知の発送時点で手元にあるレセプト（入院、外来計 10 名）を抽出し、嘱託医と協議して行う。